

特別養護老人ホームいこいの里短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人さかい福祉会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さかい福祉会が開設する 特別養護老人ホームいこいの里 (以下「施設」という。) が行う短期入所生活介護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で短期入所生活介護の提供に当たる者 (以下「従業者」という。) が要介護状態にある高齢者 (以下「要介護者等」という。) に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助し、併せて家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 特別養護老人ホームいこいの里
- 2) 所在地 群馬県伊勢崎市境上武士1017-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 管理者及び従業者は、介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2) 従業者
嘱託医師 1名以上
生活相談員 1名以上
計画担当介護支援専門員 1名以上
介護職員 27名以上 (常勤換算)
看護職員 3名以上
機能訓練指導員 1名以上
管理栄養士 1名
従業者は、短期入所生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 利用定員は、併設利用型20名とする。

- 2 空床利用型 特別養護老人ホームの定員70名以内とする。

(介護内容)

第6条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1) 生活指導（相談援助等）
- 2) 機能訓練（日常動作訓練）
- 3) 介護サービス
- 4) 介護方法の指導
- 5) 健康状態の確認
- 6) 送迎
- 7) 給食サービス
- 8) 入浴サービス
- 9) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 前条のサービス利用料金については、介護保険法に規定する額とする。

2 前項のサービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることにより実施することができる。

- 1) 介護保険給付支給限度額を超えたサービス
- 2) 食事の提供
- 3) 居住の提供（滞在費）
- 4) 利用者が別に希望するレクリエーション・クラブ活動材料費
- 5) 複写物の交付
- 6) 日常生活品諸費用（オムツ関係を除く）
- 7) 理美容サービス

3 前項のサービス提供にあたっては、利用者又は代理人（家族等）に対し、その内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、伊勢崎市・玉村町・太田市（新田町、尾島町）の区域内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1) 利用者は健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 2) 利用者は入所期間中外出する場合には、その旨申し出ること。
- 3) 浴室を利用する時間は、予め定められた曜日・時間内とする。
- 4) 定められた場所以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 5) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- 6) 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、やかに管理者及び主治医・家族に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第14条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

管理者は、防火管理者を選任する。

防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。

防火管理者は、消防計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、年2回以上避難及び出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を

策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密保持)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持は在職中及び退職後も厳守する。また、秘密を漏洩した場合は賠償責任を負うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- 2) 継続研修 年2回

2施設は、この事業を行うため、ケース記録・利用者負担金収納簿・その他必要な記録・帳簿を整備する

3この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人さかい福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成15年1月21日から施行する。
- 5 この規程の一部改正は、平成17年10月18日から施行し平成17年10月1日から適用する。
- 6 この規程の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この規程の一部改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この規程の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この規程の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
- 10 この規程の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 11 この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 12 この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 13 この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 14 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 15 この規程の一部改正は、平成27年8月1日から施行する。
- 16 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 17 この規程の一部改正は、平成28年9月1日から施行する。
- 18 この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 20 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 21 この規程の一部改正は、平成30年7月1日から施行する。

- 2 2 この規程の一部改正は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 3 この規程の一部改正は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 4 この規程の一部改正は、平成31年2月1日から施行する。
- 2 5 この規程の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 6 この規程の一部改正は、令和1年10月1日から施行する。
- 2 7 この規程の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 8 この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 9 この規程の一部改正は、令和3年8月1日から施行する。
- 3 0 この規程の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 1 この規程の一部改正は、令和4年10月1日から施行する。
- 3 2 この規程の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 3 この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 食費・滞在費の費用

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額	備 考
食事の提供に要する費用	1,445円/日 (朝食345円、昼食600円、夕食500円)	
滞在に要する費用	従来型個室 1,171円(1,231円)/日	
	多床室 855円(915円)/日	

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額	備 考
食事の提供に要する費用	第1段階認定者 300円/日	
	第2段階認定者 600円/日	
	第3段階認定者① 1,000円/日	
	第3段階認定者② 1,300円/日	
滞在に要する費用	第1段階認定者 従来型個室 380円/日 多床室 0円/日	
	第2段階認定者 従来型個室 480円/日 多床室 430円/日	
	第3段階認定者① 従来型個室 880円/日 多床室 430円/日	
	第3段階認定者② 従来型個室 880円/日 多床室 430円/日	

※補足給付（介護保険負担限度額認定）の負担割合については、令和6年8月1日より改定されます。

2 短期入所生活介護サービス費

※単位：10.17円（7級地）

		利用料金							
		従来型個室				多床室（2人・4人部屋）			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
介護費	要介護1	603	614円	1,227円	1,840円	603	614円	1,227円	1,840円
	要介護2	672	684円	1,367円	2,051円	672	684円	1,367円	2,051円
	要介護3	745	758円	1,516円	2,273円	745	758円	1,516円	2,273円
	要介護4	815	829円	1,658円	2,487円	815	829円	1,658円	2,487円
	要介護5	884	899円	1,798円	2,697円	884	899円	1,798円	2,697円
加	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※1	22	23円	45円	67円	22	23円	45円	67円
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15	16円	31円	46円	15	16円	31円	46円
算	①，②，③の介護職員処遇加算等は令和6年1月より④の加算に変わります。								
	①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）				8.3%				
	②介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）				2.7%				
	③介護職員等ベースアップ等支援加算				1.6%				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※2				14.0%				
対象外	滞在費 ※2	1,171円（1,231円）			855円（915円）				
	食費	1,445円							

※1 サービス提供体制強化加算は、体制によって変動する場合があります。

※2 （括弧）滞在費は令和6年8月1日より改定する単価です。

◇その他、ご契約者のご希望及び状態により次のサービスが受けられます。

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
認知症行動 ・心理症状緊急対応加算	200	204円	407円	611円	7日限度
若年性認知症 利用者受入加算	120	122円	244円	366円	
送迎加算	184	188円	375円	562円	片道
療養食加算	8	9円	17円	25円	1日につき3回限度
緊急短期入所受入加算	90	92円	183円	275円	7日限度：やむを得ない事情：14日限度)
看取り連携体制加算	60	61円	122円	183円	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき

※上記の金額は、1回あたりの単価で計算してありますので、小数点処理の都合上、実際の請求額と異なる場合があります。

3 その他の費用

料金の種類	金額	備考
介護保険支給限度額を越えたサービス費	実費 (利用者のご希望によります。)	
レクリエーション・クラブ活動代	実費 (利用者が別に希望するもの)	
複写物の交付代	10円/枚	
理美容代	月に1回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 利用料金：1回あたり(税込み) 女性顔そり 500円 男性顔そり 1,000円 カット 2,000円～	
日用品代	実費	おむつは除く
電気代	持ち込みの場合 テレビ・冷蔵庫・電気毛布 30円/日 その他負担することが適当であるもの 20円/日 レンタルの場合 テレビ 100円/日 電気毛布・電気あんか 50円/日	
その他の便宜の提供	実費 (利用者が負担することが適当と認めるもの)	